

ケアハウス桜 重要事項説明書

当施設のサービスをご利用いただくにあたり、事業所の概要等につきまして、次の通りご説明いたします。

1. 事業主体概要

令和5年6月改定

事業者の名称	社会福祉法人 桜友会
法人所在地	岐阜県関市稲口845番地
代表者氏名	理事長 高井澄恵
電話番号	0575-24-9570
設立年月日	平成8年7月5日

2. 施設概要

施設の名称	軽費老人ホーム ケアハウス桜
施設の所在地	岐阜県関市稲口845番地
施設長名	九野 将美
電話番号	0575-24-9572
FAX 番号	0575-24-9571
開設年月日	平成9年9月22日
交通の便	東海北陸自動車道関I.C 下車東へ10分。長良川鉄道関口駅南へ徒歩15分。
損害賠償責任保険加入の有無	有

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<p>ケアハウスは、1人暮らしや夫婦のみの高齢者が自立した生活を維持できるように工夫された、いわゆる「ケア付き住宅」で、車椅子での生活を容易にする構造・設備を備えるなど、住宅としての機能を重視した施設です。ここでは、給食や入浴などの生活の基本となるサービスを提供するほか、身体機能の低下等により介護を要する状況となっても介護保険制度の居宅サービスを利用することにより、自立した生活を維持できるように配慮しています。</p>
施設運営の方針	<ul style="list-style-type: none">○ 良質なサービスを効率的に安定して供給できるシステム作りを目指して継続的に改善に努める。○ ニーズに応じたサービスの開発提供に努めるとともに必要資源の提供をする。○ 社会情勢を踏まえ地域福祉の拠点たることを目指す。○ ほほえみの絶えない職場作りを目指すとともにその環境づくりに努める。

4. 施設サービス概要

種 類	内 容
食 事	・栄養士の立てる献立により栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 【食事時間】 朝食・・・ 8:00～ 昼食・・・12:00～ 夕食・・・18:00～
入 浴	・入浴は毎日提供し職員が入浴の準備を行います。
健康管理	【当施設の嘱託医・協力医療機関】 高井クリニック 関市稲口774番地4 TEL 0575-23-8877 中濃厚生病院 関市若草通5丁目1番地 TEL 0575-22-2211 関中央病院 関市平成通2丁目2丁目6-18 TEL 0575-22-0012
相談及び援助	・当施設は、利用者及びその家族から、利用者の生活についてあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	・当施設では、利用者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽・日常生活援助・サークル等の事業を行います。

5. 造作、模様替えの制限

施設長の許可を得て行う部屋の模様替えなどについては、退居時に現状に戻していただきます。これにかかる費用は入居者に負担いただきます。

6. 苦情相談窓口

※ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

受付担当者：生活相談員 戸崎佳子 解決責任者：施設長 九野将美

ご利用時間：月～土曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法 電話 0575-24-9570

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

関市役所 関市高齢福祉課

関市若草通3丁目1番地

電話番号:0575-22-3131

受付時間:8時30分～17時15分(土日、祝日を除く)

岐阜県国民健康保険団体連合会

所在地:岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号

電話番号:058-275-9826

受付時間:9時00分～17時00分(土日、祝日を除く)

岐阜県運営適正化委員会

所在地:岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号

電話番号:058-275-5136

受付時間:9時00分～16時30分(土日、祭日を除く)

※ 苦情処理第三者委員

氏名 吉田宗弘 電話番号 0575-22-4561

氏名 北村隆幸 電話番号 090-4327-9102

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

7. 身体拘束の制限について

施設サービスの提供に当たっては、利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を実施しません。

また、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その状態、その際の入居者の身体状況及びその理由をご家族に説明します。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) ご利用者及びご家族に関する秘密の保持について

当事業所の職員は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に洩らしません。秘密保持については、契約終了後においても継続します。

(2) 個人情報の保護について

サービスの提供にあたり、ご利用者及びご家族に関する事項について緊急な医療上等の必要がある場合あるいは、サービス担当者会議等において必要な場合には関係先又は関係者に情報を提供できるものとし利用者は本重要事項の説明を受けたことをもってこれを同意することとします。

ご利用者及びご家族に関する情報が含まれる記録物については、管理者の十分な注意をもって管理し、処分についても第三者への漏洩を防止するものとします。

9. 利用料等

(1) 別表利用表に定める利用料金等を翌月分として、毎月末日までにお支払いください。

(2) 入居又は退居にともない、1か月に満たない期間利用した場合の利用料は、日割り計算によって精算いたします。また、退居時には原状復帰のための費用が別途必要となります。

(3) 利用料金等のお支払いは、自動引き落としにてお願いいたします。ただし、入退去時等で特別に必要な場合には振り込み、現金によりお支払いいただきます。

(4) 当施設は別表利用表のように、入居される方の収入等に応じてお支払いいただく『サービス料』が決まります。このため、入居時及び翌年度以降に1回、入居される方ご自身の収入等に関する挙証書類を添付し、施設長に対して申請ください。

(5) その他施設の定める特別な対応に関する利用料金は下記に定めます。(消費税込みの料金となります)

特別な対応に関する料金(実費)

①軽微な生活援助(15分以内)	1回	500円
②軽微な身体介助(15分以内)	1回	1,100円
③在宅酸素管理	1日	1,100円
④服薬管理	1ヶ月	3,500円
⑤緊急時特別サービス		
・病院の送迎(関市内)	1回	2,000円(片道 1,000円)
(旧関市の区域を超えた地点から1kmにつき)		55円
・付添職員1名につき 8:00~18:00の付添援助	1時間未満	2,000円

	※1時間を超える場合	30分増すごとに1,000円追加	
	6:00～8:00/18:00～22:00の付添援助	1時間未満	3,000円
	※1時間を超える場合	30分増すごとに1,500円追加	
	22:00～6:00の付添援助	1時間未満	3,500円
	※1時間を超える場合	30分増すごとに1,750円追加	
⑥	駐車場使用料(1台)	1ヶ月	3,000円
⑦	電動カート充電代(1台)	1ヶ月	300円

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者	ケアハウス桜施設長	九野 将美
虐待防止に関する担当者	生活相談員	戸崎 佳子

(2) 成年後見制度の利用を支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 必要時に虐待防止のための委員会の開催

(5) 虐待防止のための研修を定期的実施

(6) 虐待防止のための指針の整備。

11. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から必要時の委員会の開催、施設としての指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等取り組みます。

12. ハラスメントの防止について

- ・男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の取り組みとして、職場内でのハラスメント対策を行います。
- ・軽費老人ホームにおける適切なサービス提供を確保するため、ご利用者、ご家族または身元保証人等から、事業所やサービス従事者、その他関係者に対しての性的又は優越的な関係を背景とした言動や、故意に暴力や暴言、その他著しく常識を逸脱する行為があった場合、また、業務上不必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることがあった場合はサービスのご利用を一時中止または廃止させていただく場合があります。

13. 業務継続計画の策定等

- ・感染症又は災害等があった場合も、利用者への軽費老人ホームのサービスを継続的に実施するための計画や、もしくは早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」)を策定し、実施します。
- ・事業者は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。
- ・事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行います。

14. 事故発生時・緊急事態・異常事態対応体制について

- (1) 事故発生防止の措置を適切に実施するための担当者を置き、事故防止検討委員会及び従業員に対する研修を定期的に行います。

- (2) 事故発生防止のための指針の整備をします。
- (3) サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (4) 緊急事態・異常事態発生時には施設の緊急連絡体制に従って対応します。

事故発生防止責任者	ケアハウス桜施設長	九野 将美
事故発生防止担当者	生活相談員	戸崎 佳子

15. 改正について

この重要事項説明書を改定する場合、軽微な事項及び法改正に伴う事項については、通知をもって同意を頂いたものとします。ただし、変更事項に同意できない場合は契約を解除できるものとします。

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾致しました。

令和 年 月 日

【利用者】

住所

氏名

印

【身元保証人】

住所

氏名

印

【説明者】

岐阜県関市稲口845番地
社会福祉法人 桜友会 ケアハウス桜
職・氏名

印